

No. 18 稲沢市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
経済環境部 環境保全課		0587-36-3710	直 通	0587-36-3709
住 所	〒492-8371 稲沢市中野川端町74		担当者氏名	片岡 貴広
U R L	http://www.city.inazawa.aichi.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyo/kankyo_hojo/1001307.html		E-mail	kankyo-hozen@city.inazawa.aichi.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限 度 額		
	転 換		転換以外の設置
	高度窒素除去型浄化槽以外	高度窒素除去型浄化槽	
5人槽	360,000	474,000	166,000
6～7人槽	462,000	570,000	207,000
8～10人槽	585,000	723,000	274,000

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
110	65	9					184

前年度実績基数 (174基)

(3) [補助対象地域]

- ・稲沢市全域。ただし、次に定める区域を除く
 - ①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の11第1項の規定により公共下水道の事業計画を定めた区域
 - ②農業集落排水区域
 - ③コミュニティ・プラント事業区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽設置に伴いみなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する者
 - ※浄化槽：浄化槽法第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、次のいずれにも適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録してある未使用のものをいう
 - ア放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総りん濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するものであること
 - イ浄化槽の消費電力が次に定める消費電力基準以下であること

人 槽	通 常 型	BOD10mg/ℓ以下	りん除去型
5 人 槽	39W	53W	83W
7 人 槽	55W	75W	90W
10 人 槽	75W	102W	157W

- ②浄化槽設置に伴い宅内配管工事を施工するもの（みなし浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に限る）
 - ※宅内配管工事：浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流間管の設置工事をいう

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに、又は建築確認を受けずに設置する者
- ②住宅又はその敷地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ③完了報告時点において、浄化槽を設置した住所に住民登録をしていない者（ただし、市長が認めた者を除く）
- ④10人槽を超える浄化槽を設置する者
- ⑤既設の浄化槽を廃止して、新たな浄化槽を設置する者
- ⑥自らの居住を目的とする住宅以外の建物に浄化槽を設置する者
- ⑦公共事業等の移転補償として、浄化槽の設置に係る補償を受けようとする者
- ⑧稲沢市税を滞納している者
- ⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑩その他市長が不適当と認める者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：当該年度の1月20日（同日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で、休日、土曜日又は日曜日でない日）まで
- ①審査期間（10日間）を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及び浄化槽調書の写し
- ②設置場所の案内図（付近見取図）並びに排水系統を含んだ建物の配置図及び平面図
- ③賃貸人の承諾書（住宅等を借りている場合に限り）
- ④浄化槽工事業の登録通知又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑤浄化槽設備士免状及び特別講習会修了証書（昭和62年度以前資格取得者）の写し
- ⑥浄化槽工事請負契約書の写し
- ⑦浄化槽工事施工見積書の写し（みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合は、撤去処分費用見積書の写し）
- ⑧宅内配管工事見積書の写し（みなし浄化槽又は汲み取り便槽からの転換であって、宅内配管工事を施工する場合に限り）
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証の写し
- ⑩登録浄化槽管理票（C票）
- ⑪一般社団法人全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度による保証登録証（市町村用）
- ⑫交付申請時の住居における汚水処理設備の種類がわかる書類
- ⑬その他市長が必要と認める書類

(8) 【 完了報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：補助事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月10日（同日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、土曜日又は日曜日でない日）のいずれか早い日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽法定検査依頼書
- ④浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑤浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽の使用を廃止した場合に限り）
- ⑥浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し（みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合は、撤去に要した費用の領収書及び請求書の写し）
- ⑦既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し（みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合に限り）
- ⑧浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑨浄化槽設置工事施工の写真（みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合は、その施工の写真）
- ⑩宅内配管工事に要した費用の領収書及び請求書の写し並びに宅内配管工事施工の写真（みなし浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に限り）
- ⑪稲沢市税の完納を証明する未納税額のない証明書
- ⑫その他市長が必要と認めるもの

(9) 【 その他 】

- ①転換によりみなし浄化槽を撤去するときは当該既設みなし浄化槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は12万円のいずれか低い額とし、汲み取り便槽にあっては当該既設の汲み取り便槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は9万円のいずれか低い額を加算する。ただし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする
- ②転換以外の設置（申請者が居住している場合に限り）により既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は4万5千円のいずれか低い額とし、前項の補助金の額に加算する。ただし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする
- ③みなし浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に限り、宅内配管工事を施工する時の補助金の額は、宅内配管工事に要する費用に相当する額又は30万円のいずれか低い額を補助金の額に加算する。ただし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください